

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について

1. 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画について

廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を目的として、昭和 56 年に広域臨海環境整備センター法（以下、「センター法」とする。）が制定され、昭和 57 年に大阪湾広域臨海環境整備センターが設立されました。

同センターは大阪湾圏域広域処理場整備基本計画に基づき、大阪湾内において広域処理場の整備を行い、近畿 2 府 4 県下より廃棄物の受入を行っています。

今般、廃棄物の受入市町村の拡大や埋立期間の延伸等の必要が生じたことから、平成 18 年 1 月 11 日付けで基本計画の変更の申請が、同センターより国土交通・環境両大臣になされました。よって、認可に際し、センター法第 20 条第 5 項の規定に基づき、国土交通大臣が交通政策審議会に諮問したものです。

本日、交通政策審議会から基本計画の変更については原案で適当である旨が答申されたことを受け、国土交通・環境両大臣によって今後速やかに基本計画の変更が認可される予定です。

2. 基本計画変更の理由

(1) 受入対象区域の追加

平成 16 年 12 月 28 日環境省告示第 81 号により、54 市町村（平成 18 年 3 月 27 日現在、合併後 35 市町村）が広域処理対象区域に追加されました。この告示により追加された区域から廃棄物を受入れるため、受入対象区域の追加を行います。

(2) 廃棄物の種類及び量の変更（これに伴う埋立期間の延伸）

2 府 4 県の廃棄物処理計画が平成 14 年、15 年に策定される等、廃棄物の減量化が進んでおり、これらに対応して受け入れる廃棄物の種類及び量を変更します。

(3) 土地の利用形態の変更

港湾管理者の港湾計画改訂により土地利用計画が変更されるため、これに対応して土地の利用形態を変更します。

3. 基本計画変更の内容

(1) 受入対象区域（平成 18 年 3 月 27 日現在）

現在の受入対象区域 142 市町村に 35 市町村（下表のとおり）を追加し、177 市町村とします。

府県名	追 加 市 町 村 名
滋賀県	長浜市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町
兵庫県	市川町、神河町
奈良県	宇陀市、曽爾村、御杖村、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村
和歌山県	御坊市、紀美野町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町

(2) 廃棄物の種類及び量

(単位：万m³)

埋 立 場 所 名	一般廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸 上 残 土	浚 渫 土 砂	計
泉 大 津 沖 埋 立 処 分 場	(410) 390	(940) 720	1, 270	(480) 720	3, 100
尼 崎 沖 埋 立 処 分 場	220	(390) 290	(580) 630	(410) 460	1, 600
神 戸 沖 埋 立 処 分 場	(470) 800	(730) 400	300	0	1, 500
大 阪 沖 埋 立 処 分 場	(490) 770	(630) 350	280	0	1, 400
合 計	(1, 590) 2, 180	(2, 690) 1, 760	(2, 430) 2, 480	(890) 1, 180	7, 600

(注) 上段()書きは変更前の数値

(3) 埋立期間

(22)

(24)

埋立期間は、平成元年度からおおむね平成 33 年度までの約 33 か年とします。

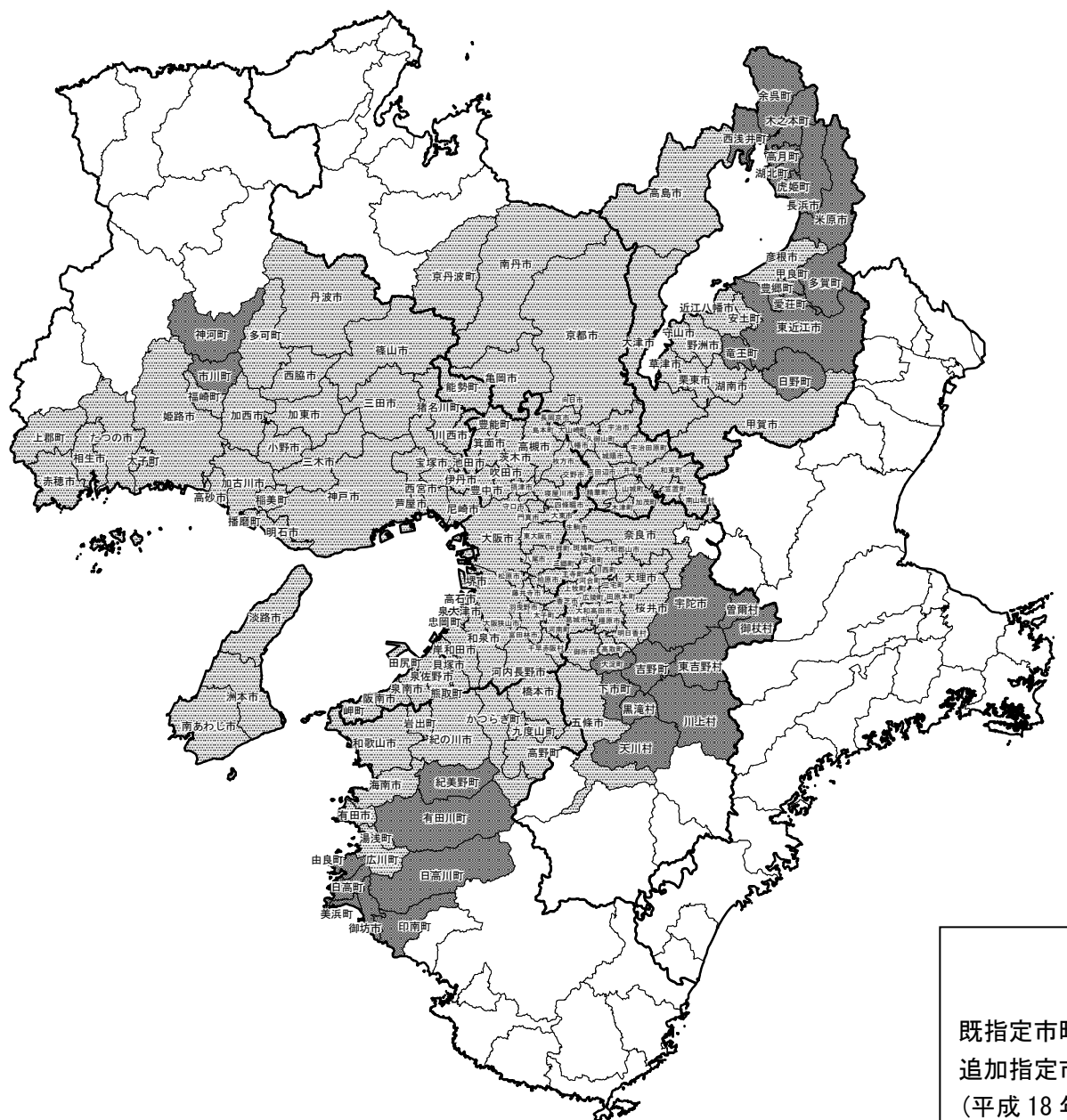
(注) 上段()書きは変更前の数値

(4) 土地の利用形態

(単位：ha)

埋立場所名	港湾ゾーン	都市ゾーン	環境ゾーン	計
泉大津沖埋立処分場	(58) 98	(95) 37	(50) 68	203
尼崎沖埋立処分場	(43) 49	(57) 51	13	113
神戸沖埋立処分場	69	0	19	88
大阪沖埋立処分場	78	0	17	95

(注) 上段()書きは変更前の数値



受入対象区域

既指定市町村 142 市町村
 追加指定市町村 35 市町村
 (平成 18 年 3 月 27 日現在)